

別表第4（第2条、第3条、第4条、第8条、第9条関係）

【堺市障害者（児）日常生活用具給付事業実施要綱 別表第4（難病患者等）】

種 目	児者区分	性 能	基 準 額	耐用年数	対 象 者	備 考
介護・訓練支援用具	特殊寝台	者・児 原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000	8	難病患者等のうち、寝たきりの状態である者	
	特殊マット	者・児 じょくそうの防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	67,000	5	難病患者等のうち、寝たきりの状態である者	
	特殊尿器	者・児 尿が自動的に吸引されるもので、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000	5	難病患者等のうち、自力で排尿できない者	
	体位変換器	者・児 介助者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000	5	難病患者等のうち、寝たきりの状態である者	
	移動用リフト	者・児 介護者が難病患者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの（天井走行型その他住宅改修が伴うものを除く。）	159,000	4	難病患者等のうち、下肢又は体幹の機能に障害がある者	
入浴補助用具	者・児 入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの（浴槽本体を除く。）	90,000	8	難病患者等のうち、入浴に介助を要する者	設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	
便 器	者・児 難病患者等が容易に使用し得るもので手すり付きのもの	13,910	8	難病患者等のうち、常時介護を要する者	取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	

自立生活支援用具	移動・移乗支援用具	者・児	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア…難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ…転倒予防、立ち上がり動作の補助、移動動作の補助、段差解消等の用具	60,000	8	難病患者等のうち、下肢が不自由な者	設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。
	特殊便器	者・児	難病患者等又はその介護者が容易に使用し得るもので、温水及び温風を出し得るもの	151,200	8	難病患者等のうち、上肢の機能に障害がある者	取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
	自動消火器	者・児	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	28,700	8	難病患者等のうち、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者	単身世帯その他これに準ずる世帯に属する者に限る。
在宅療養等支援用具	ネブライザー	者・児	難病患者等が容易に使用し得るもの	36,000	5	難病患者等のうち、呼吸器機能に障害のある者	
	電気式たん吸引器	者・児	難病患者等が容易に使用し得るもの	56,400	5	難病患者等のうち、呼吸器機能に障害のある者	
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	者・児	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	157,500	5	難病患者等のうち、人工呼吸器の装着が必要な者	
	人工呼吸器用外部バッテリー	者・児	在宅で使用する人工呼吸器に接続することで、機器の稼働に必要な電力を供給できるもので、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの（蓄電池を含む。）	50,000	6	難病患者等のうち、24時間人工呼吸器の装着が必要な者	
住宅改修費	居室生活動作補助用具	者・児	難病患者等の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000	—	難病患者等のうち、下肢又は体幹の機能に障害がある者	65歳以上の者は、申請を行う日前3月以内に介護保険において、要介護・要支援認定申請を行い非該当となった者に限る。